

## 討論

### 質問

規制緩和小委員会が非常に重要な役割を果たしたということ、異例なアクターということだが、具体的なメンバーは。

### 三浦・中村

毎年かわるが 14 人から 18 人くらいで構成されている。労働に関しては、最初の 1、2 年に関しては連合の野口氏（ゼンセン・元電産）、中西氏（ベンカン/東商副会頭）がでていた。最初の 1 年目は全体での討議を重ねていたが、次第にワーキンググループ方式が固まってきた。

### 質問

にもかかわらず産業民主主義的な議論の仕方とは違うような流れがあったとすれば、規制緩和小委員会の中の本当のアクターになった人はどういう力を持ったか。

### 中村

規制緩和小委員会については、もとのメンバーは野口氏であるが、規制緩和小委員会がどういうモチベーションで、どう動いてきたかについては、委員会の報告をみるかぎりでは明らかではない。これ自体の検討は面白いかも知れない。

しかし、印象としては‘瓢箪から駒’というものであろう。最初組合も野口氏を参加させているのは、規制緩和小委員会が強大な発言力を持つとは思っていなかったからではないか。

### 質問

たぶん重要なのは 1995 年に経済社会発展計画、いわゆる 5 カ年経済計画が決めたもので、95 年の計画なので、実際その前一年くらいかかって議論していたものであろう。そのメインは行動計画であり、各産業の規制緩和のプランも明確に出された。その段階では、各省庁から人が送られ諮問が出ている。一つの仮説は、経済計画を組む時点で政府全体、関係省庁が関与し、議論しているのではないかということだ。労働省からも委員が出てかなり議論しているのではないか。

### 中村

ただ、裁量労働制について、労働省ではしばらく放置していたが・・・

### 質問

労働省とはいっても一枚岩ではないだろう。省内では意見の相違があり、ただ様々な意見も全くランダムに出てきているとは思えず、かならずある筋書きのもとに論議され

たように思える。例えばそういう知恵を出すのはシンクタンクで、一部の人が判断して筋書きを書いているのではないか。規制緩和小委員会が発言力を持ったというのも、ある程度政府内で合意ができていた故ではないか。

### 三浦

最初は規制緩和小委員会、97年から規制改革委員会となっているが、規制改革委員会に関しては、実際に委員に伺っても、労働省の方で納得しない案件は結局のところ提言は出来ないという実態もあるようだ。

おそらく労働省でもいろいろな意見があり、ネガティブリスト賛成者もいたかもしれないが、労働省の公式見解として、ネガティブリストを論じることは規制緩和小委員会の提言以前にはなかった。95、96年当時はあくまでポジティブリストであった。26業種に拡大する議論もまだ国会に上程されない段階で、規制緩和小委員会がネガティブリストを言い出したことにより、その後の政治過程が混乱した。また、規制緩和小委員会が労働省に明示的な圧力をかけたりしていたので、95・6年に関してはプランニングがあったとは感じられない。

### 質問

少なくとも、経済社会発展計画を作る会議があったはずで、会議の議事録をみてみたらどうだろうか。労働省の若手の職員に聞いてみたが、95年くらいを境にして連合には声をかけなくなってきたらしい。つまり、その時点で日本政府の側として構造改革への動き・潮流ができ、そのアジェンダに乗ったところが後に出てくるようになってきたと考えられる。

とすれば、これが一つの規制緩和委員会の背景、コンセンサスとなって、個々の省庁・グループの反対があってもそれを突破できるということになったのではないか。

### 質問

経済計画のレベルで言うと、通産省あたりが強い発言力を持ったと思われる。労働の規制緩和は通産が強く推進したのではないか。

### 意見

そうであるなら、通産がいうことを他の省庁も支持することが重要である。通産省と労働省が対立しているというだけなら、権限を持つのが労働省であるから、労働省がNOといえれば意見は通らない。通産は政府部内全体として支持できる、合意ができそうな方向性を打ち出した、と見るほうが重要なのではないか。

### 意見

経済フォーラムができるのは95年でしょうか。あれはかなりはっきり方向性を打ち出している。ターニングポイントになる出来事ではないか。

中村

今回の報告書には書けないことだったが、民主党が理事会で修正案を提出したときに、重要なポイントとなったのは、‘労働省が抵抗しないらしい、裁量労働制については労働省側も抵抗しないようだ’、ということだったようだ。労働省としても、裁量労働制については積極的にこれで行こう、という方針は固まっていなかったのではないか。

もう一つ、法案の最終段階で役所の力は強く、理事会レベルでの決定に際しても、労働省にお伺いを立てている。それを考えると、95年の時点で労働省が何を言っているのかをみると、労働省はあまり強くこの法案を通そうとはしなかったことがわかる。また日経連も何も提言していない。

質問

従来の合議的な政治過程が変わってきているということだと思う。規制緩和というのが政府・民間双方に優先的な政策課題であることに対して、役所がそれをどれくらいコントロールできるかということをめぐる、実は規制緩和委員会と労働省、ないしは規制緩和関係セクション等の中で紛争があったのではないか。

三浦

1・2年目に労働省と規制緩和委員会との攻防があつて、それは見える形で記録として残っているが、そのあと表立った対立がなくなっていく。

質問

規制緩和委員会というのができて、委員会方式で規制緩和を進める、つまり抵抗勢力を排除することを課題とした場合、緩和推進側の発言権は保証されるが、利害関係のある政府側代表の発言も当然影響を受ける。発言権をどれくらいコントロールできるかが関係省庁にとっての死活問題であろうと思う。その点はどうなっているのか。

中村

この事例について、労働省は裁量制もネガティブリスト化にも、全体としてみると推進には積極的ではなかった。労働省が法案を起草し、審議会に諮るという従来のような仕組みでなく、労働省は押し切られた、というイメージである。

仁田

文部省の動をみると、総合科学技術会議ができて、それは文部省の空洞化ともいえ、権限を全部会議にとられてしまっている。省庁はそこで決まったものを実施するようになっている。経済財政諮問会議と財務省の権限との間でも争いがある。

しかし、そういった会議からの答申によって方針を決めるというのは、従来の予算決定の仕組みとしては考えられないものだった。規制緩和委員会の方式がさらに一般化さ

れ、普及したとも考えられる。

中村

そう思う。ただ微妙なところだが、今度の事例は規制緩和小委員会にしては失敗例である。要するに着実にフォローできていない。審議会は押し切ったが、国会レベルではフォローできていない。自分の法案を通そうとする場合、政党にかなり働きかけをしなければならぬということになっていた。連合はこの点、フォローができていた。

このことからすると、今までのように審議会でなされる政策決定と異なる、省庁を飛び越えた政策決定過程が生じていた可能性もある。今回の事例はこういった側面からの分析もできるだろう。

質問

95・6年頃に仕組みが変わったとして、誰が主役なのか見えてこない。戦略は誰かが考えているとはいえ、本当に誰かが考えているのだろうか。規制緩和という旗印はあるのだが、その決着はケースバイケースで変わってくるのはわかる。しかし、誰かがある方向に向けて何かを仕組んでそうなったのか、あるいは規制緩和というのが先にあって、あとはアトランダムな過程をたどるのか。それがたぶん、政権流動期という概念で括れるのかも知れない。

例えば経済産業省のエネルギーの例でいうと、だいぶちがって、ついこの間、国会で石油公団法の改定を全会一致で決めたのだが、その直後に小泉改革で公団自体をなくしてしまうという話になった。これはある意味で国会軽視ということができ、何でもありのようなことが起こることが90年代的現象なのか。あるいは、もともとのグランドデザインを考えていた状況自体変わったというのが90年代なのか。

中村・三浦

規制緩和小委員会はいろいろなテーマを出したが、詳しい資料が手に入ればそれぞれパターンを分析できるかもしれない。金融ビックバンがなぜ出てきたか。通常橋本6大改革によるといわれているが、そうではなくて規制緩和小委員会によるという説もある。

意見

グランドデザイン自体がうまくいかないというのが問題である。

意見

70年代、80年代に政策のグランドデザインがあったかどうか、それはあやしいように思う。ただ、政治的に自民党一党で政策を運営する状況であったなら、何か問題が起こったときに、官庁側がうまく対処して利害調整をすることはできた。

政権が流動的になると、この可能性はなくなってくる。規制緩和も、もともとアイデアがあったのだが、自分たち省庁の立場役割について予測可能性が弱まった時期が

90年代だったのではないか。

#### 意見

派遣法をめぐって、政策プロセスをみて話をしているが、経済過程としてみると大して意味がないように思う。実際には請負というのがあって何でも出来る。製造業の現場は、派遣労働者が多数いる。むしろ、製造業を派遣のネガティブリストの対象から除外した勢力の一つは、請負を活用している使用者、電気・自動車の経営者であり、彼らが反対したのではないかとも言われている。製造業が適用除外になったのは、労働組合の力ではなくて、実は労使の談合だったという可能性もないことはない。

#### 質問

図表にあるような研究は政治学ではあまりポピュラーな方法でないのではないか。

一番問題になるのは、集計のうち、(連合の働きかけなど)影響力関係が実際あったのかどうか見極めることだが。

#### 三浦

図 1.2 には二つ意義があり、政党のファクターがかなり明確に出る。日本の政党に関しては、政策対立軸が不明確なのではないかという議論があるが、少なくとも労働案件に関しては、議事録を見る限り政党の格差は非常に明確であることが確認できた。

2つ目の意義は、立法府がどういう形で行政府の行動をモニタリングしているかということに関して、指針のレベルでかなり行われていることが具体的な数値で証明できたことだ。政治学では、そういったことは制度的に保障されているという議論はあるが、具体的にどうやっているのか、このプロセスの実証研究はなかった。